

教育研究科教育学（国際教育）修士プログラム学位論文審査基準

（審査体制）

国際教育学位論文審査委員会は、国際教育運営委員会の構成員で構成される。審査の手順は以下の通りである。

1. 研究科長は、学位論文の審査の願い出を受理したときは、教育研究科運営委員会に学位論文の受理の可否を付議するものとする。
2. 研究科長は、教育研究科運営委員会が受理を承認した場合には、国際教育学位論文審査委員会に審査を付託するものとする。
3. 国際教育学位論文審査委員会は、学位論文の主査1名及び副査2名の適性を審議し、適切であった場合にはこれを承認する。
4. 審査委員は、別に定める評価項目及び評価基準をもとに最終試験を行い、その結果を国際教育学位論文審査委員会に報告する。
5. 国際教育学位論文審査委員会は、審査委員から提出された報告書をもとに学位申請論文の適性を審議し、その結果を教育研究科運営委員会に報告する。
6. 教育研究科運営委員会は、国際教育学位論文審査委員会からの報告をもとに学位申請論文の適性を審議し、合否を判定する。

（評価項目）

- ①国際教育の現実的問題に関する特定のテーマについての研究論文であること。
- ②研究課題の設定が適切であること。
- ③研究方法の選択が妥当であること。
- ④先行研究を踏まえ、関連する引用文献、参考文献を明示していること。
- ⑤確かな論拠に基づく考察がまとめられた研究論文であること。

（評価基準）

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、本人出席の最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。